

税を考える週間

おまかせ税金相談

今年も浜屋前で**無料**相談会を行います

- 給料とは別に家賃収入があると申告が必要？
- 支払った医療費が多いと税金が戻ってくる？
- 住宅ローンでマイホームを買ったら税金が戻ってくる？
- 相続税が増税されたって本当？
- 親からの贈与も申告が必要？

こんなときは**専門家**である
税理士にご相談を！

以下の会場にて **無料** で相談に応じます。
お気軽にご利用ください。

開催日

令和7年

11月6日(木)、7日(金)

時間

午前**10時00分**～午後**4時00分**
(受付は午後**3時30分**まで)

会場

長崎浜屋玄関横



九州北部税理士会長崎支部

〒850-0029 長崎市八百屋町2番地3

TEL 095-821-0600

九州北部税理士会長崎支部
ホームページはこちら

